

経営フォーラム協同組合融資規約

1. 会員または組合員若しくは会員または組合員が紹介した方に経営フォーラム協同組合（以下、組合という）が融資を行う場合の規約である。
2. 融資の審査基準と利息は金額に応じ別途定める。
3. 融資に付いては原則として理事会の承認の基に実行する。
4. 融資金額が20万円以下で、理事会を招集する時間が無い場合は、理事3人以上の承認で臨時融資として実行し、後日理事会の承認を求める事とする。
5. この規約は理事会の承認により平成28年7月20日より実施する。

以上